

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

救命設備関連

改正対象

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正理由

救命設備の要件を定めた国際救命設備コード (LSA コード) において 2.2 章では救命胴衣の一般要件, 4.4 章では救命艇の一般要件, 6.1 章では進水装置及び乗り込み装置について規定している。

このうち救命胴衣の水中性能については, 船員が救命胴衣を着用していたにもかかわらず溺死した事故の報告があり, IMO にて救命胴衣の水中性能に係る規定の見直しが行われた。

また, 救命艇の離脱フックについても, 事故の防止を目的として見直しが行われ, 緊急離脱機能の有無によって事故の要因は異なることから, 要求される作動性能要件の適用が明確化された。

加えて, 救命艇の降下速度の見直しも行われ, 船舶の大型化に伴う降下速度の増大による事故の防止を目的として, 最大降下速度が明確化された。また, 最小降下速度についても従来の規定では, 喫水線までの高さによっていたが, 船舶の大型化によって値が大きくなるという問題があったことから, 上限値についても新たに設けられた。

上記については, 2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会 (MSC108) において, 救命胴衣・救命艇に関する事項を含む LSA コードの一部改正が, 決議 MSC.554(108)として採択された。

このため, 決議 MSC.554(108)及び決議 MSC.563(108)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

- (1) 国際救命設備コード (LSA コード) に規定される救命胴衣の要件を改める
- (2) 救命艇の離脱フックおよび降下速度に関する要件を改める

施行及び適用

次のいずれかに該当する救命設備に適用

- (1) 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される救命設備
- (2) 建造契約が無い場合，2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される救命設備
- (3) 前(1)及び(2)が適用されない船舶にあっては，救命設備の契約上の引き渡し日，又は契約上の引き渡し日が無い場合にあっては実際に引き渡される日が 2026 年 1 月 1 日以降の救命設備

ID: DX24-11

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は，その規則に対応する
要領があることを示しております。

「救命設備関連」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則 3 編 救命設備 3 章 救命設備の要件 3.3 救命胴衣 (LSA コード 2.2) 3.3.1 救命胴衣の一般要件* -6. 大人用救命胴衣は、最低 12 人について試験を行い、次の要件を満たすように静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない。 (1) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を水面から持ち上げることができ、口までの高さを水面から計測した平均値は、大人用 RTD の平均値から 10mm を引いた値以上であること。 (2) 水中において無意識状態にある者の体を、顔を下に向けた姿勢から <u>仰向けの姿勢であって、その鼻及び口が水面上にあるような姿勢に変えるまでの平均時間は、大人用 RTD の平均時間に 1 秒を加えた時間よりも短い時間であること。</u> ((3)から(5)は省略)	安全設備規則 3 編 救命設備 3 章 救命設備の要件 3.3 救命胴衣 (LSA コード 2.2) 3.3.1 救命胴衣の一般要件* -6. 大人用救命胴衣は、最低 12 人について試験を行い、次の要件を満たすように静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない。 (1) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を水面から持ち上げることができ、口までの高さを水面から計測した平均値は、大人用 RTD の平均値から 10mm を引いた値以上であること。 (2) 水中において無意識状態にある者の体を、顔を下に向けた姿勢からその口が水面上にあるような姿勢に変えるまでの平均時間は、大人用 RTD の平均時間に 1 秒を加えた時間よりも短い時間であること。 ((3)から(5)は省略)	MSC.554(108) 2.2.1.6 .2

「救命設備関連」 新旧対照表

新	旧	備考
3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4) 3.13.7 救命艇の付着品 -6. 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇には、本規定の(17)の要件を満たし、次に掲げる離脱装置を取り付けなければならない。 ((1)から(7)は省略) (8) 救命艇を揚収している間、偶発的離脱を防ぐために、フックが完全にリセットされない限り、フックはいかなる負荷も支持できるものであってはならない。<u>救命艇又は救助艇が完全に進水しておらず、フックに荷重がある状態でフックが開放できる場合、フックが完全にリセットされない限り、</u>ハンドル又は安全ピンをリセット位置に戻すことができるものであってはならず、指示器にあっても、離脱装置がリセット位置を表示するものであってはならない。乗組員に適切なリセット方法を注意喚起するために、フックの位置に危険標示をしなければならない。 ((9)から(16)は省略) (17) 単一のつり索及びフックが適切なもやい綱と共に救命艇又は救助艇を進水させるのに用いられる場合、前(7)及び(15)の規定は適用しなくても差し支えない。<u>ただし、単一のつり索及びフックは救命艇又は救助艇が完全に水上にあるときのみ</u>離脱させる性能が<u>ある</u>ものとする。	3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4) 3.13.7 救命艇の付着品 -6. 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇には、本規定の(17)の要件を満たし、次に掲げる離脱装置を取り付けなければならない。 ((1)から(7)は省略) (8) 救命艇を揚収している間、偶発的離脱を防ぐために、フックが完全にリセットされない限り、フックはいかなる負荷も支持<u>することができない、又は、</u>ハンドル又は安全ピンをリセット位置に戻すことができるものであってはならず、指示器にあっても、離脱装置がリセット位置を表示するものであってはならない。乗組員に適切なリセット方法を注意喚起するために、フックの位置に危険標示をしなければならない。 ((9)から(16)は省略) (17) 単一のつり索及びフックが適切なもやい綱と共に救命艇又は救助艇を進水させるのに用いられる場合、前(7)、<u>(8)</u>及び(15)の規定は適用しなくても差し支えない。救命艇又は救助艇が完全に水上にあるとき<u>だけ</u>離脱させる性能が<u>あればよい</u>ものとする。	MSC.554(108) 4.4.7.6 .8

「救命設備関連」 新旧対照表

新	旧	備考
3.20 進水装置及び乗込装置 (LSA コード 6.1) 3.20.2 つり索及びウインチを使用する進水装置* -8. 満載状態の救命艇及び救命いかだ又は救助艇を水上に降ろす速度は、次の式によって得られる値以上でなければならない。 $S = 0.4 + 0.02H$ <u>又は 1.0 のいずれか小さい値</u> S : 降下速度 (m/s) H : ダビット・ヘッドから最小航海状態における喫水線までの高さ (m) -10. 救命艇及び救命いかだ又は救助艇の設計、過度の力からの乗員の保護及び非常停止時の慣性力及び進水装置の強度を考慮し、進水装置には、<u>最大降下速度が 1.3 m/s を超えないことを確保するための装置を備えなければならない。ただし、主管庁が特別に認めた場合は、この限りではない。</u>	3.20 進水装置及び乗込装置 (LSA コード 6.1) 3.20.2 つり索及びウインチを使用する進水装置* -8. 満載状態の救命艇及び救命いかだ又は救助艇を水上に降ろす速度は、次の式によって得られる値以上でなければならない。 $S = 0.4 + 0.02H$ S : 降下速度 (m/s) H : ダビット・ヘッドから最小航海状態における喫水線までの高さ (m) -10. 救命艇及び救命いかだ又は救助艇の設計、過度の力からの乗員の保護及び非常停止時の慣性力及び進水装置の強度を考慮し、進水装置には、<u>本会が適当と認める最大降下速度を超えないことを確保するための装置を備えなければならない。</u>	MSC.554(108) 6.1.2.8 MSC.554(108) 6.1.2.10

「救命設備関連」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領 3 編 救命設備 3 章 救命設備の要件 3.20 進水装置及び乗込装置（LSA コード 6.1） 3.20.2 つり索及びウインチを使用する進水装置（削除）	安全設備規則検査要領 3 編 救命設備 3 章 救命設備の要件 3.20 進水装置及び乗込装置（LSA コード 6.1） 3.20.2 つり索及びウインチを使用する進水装置 <u>-2. 規則 3 編 3.20.2-10.に規定する「本会が適当と認める最大降下速度」は、1.3m/s とする。</u>	
附 則		
1. この改正は、2026 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 次のいずれかに該当する船舶に施行日前に搭載される救命設備にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 (1) 施行日前に建造契約が行われる船舶 (2) 建造契約が存在しない場合には、施行日以前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶		